

反面、その一件当りの患者数が30人台に漸増している。この点、発生事故の大型化に伴う企業リスクの増大傾向に留意したい。

③ (表3) 期別の食中毒発生状況 (S61年)

一般に気温の高い夏期間が食中毒季節と言われている通り、人口10万人当りでは7-9月の15人が最も高いが、実際の一件当りの患者数では4-6月が最高で、暑中休暇期間の7-9月は最も低い。これは最近の建築構造と空調設備が近代化し

表4 病因物質別発生状況(昭和61年)

		件数(%)	患者数(%)	
病因物質判明総数		729(100.0)	28,851(100.0)	
細菌	総数	670(91.9)	28,618(99.2)	
	サルモネラ菌属	75(10.3)	2,363(8.2)	
	ブドウ球菌	155(21.3)	3,885(13.5)	
	ボツリヌス菌	-(-)	-(-)	
	腸炎ビブリオ	343(47.1)	12,138(42.1)	
	病原大腸菌	28(3.8)	2,141(7.4)	
	ウェルシュ菌	22(3.0)	3,258(11.3)	
	セレウス菌	10(1.4)	327(1.1)	
	エルシニア・エンテロコリチカ	-(-)	-(-)	
	カンピロバクター・ジェジュニコリ	34(4.7)	4,368(15.1)	
	ナグビブリオ	2(0.3)	38(0.1)	
	その他の細菌	1(0.1)	100(0.3)	
	化学物質	総数	2(0.3)	34(0.1)
		メタノール	-(-)	-(-)
その他		2(0.3)	34(0.1)	
自然毒	総数	57(7.8)	199(0.7)	
	植物性	30(4.1)	96(0.3)	
	動物性	27(3.7)	103(0.4)	

表5 原因施設別発生状況(昭和61年)

	件数(%)	患者数(%)
原因施設判明総数	767(100.0)	33,711(100.0)
家庭	140(18.3)	648(1.9)
事業場	20(2.6)	506(1.5)
学校	37(4.8)	6,987(20.7)
病院	4(0.5)	198(0.6)
旅館	119(15.5)	4,665(13.8)
飲食店	286(37.3)	9,203(27.3)
販売店	15(2.0)	291(0.9)
製造所	24(3.1)	3,435(10.2)
仕出し屋	90(11.7)	6,603(19.6)
行商	5(0.7)	54(0.2)
採取場所	1(0.1)	15(0.0)
その他	26(3.4)	1,106(3.3)

た現代社会では、食中毒の発生が高温な夏期という伝統的神話は過去のものであり、季節に関係なく食物に対する衛生面の適正な科学的管理が不可欠であることを示している。一方、4-6月は新年度における各種の集会的行事が多く、特に学校をはじめ各分野の季節的催しに対する安易な常温弁当や大量仕出しの多用に伴う非衛生的な食事慣習に起因する中毒が顕著である。

④ (第4表) 病因物質別発生状況 (S61年)

中毒の要因物質としては、依然として腸炎ビブリオ菌が全体の40%を占めている他、毒素型のブドウ球菌に加えて、毒性の高いウェルシュ菌をはじめ、新参のカンピロバクター菌が顕著である。これは生鮮魚介類の摂取慣習が多く、かつそれを主体に扱う和食分野における不衛生な作業環境に加えて厨房の聖域化を放任した現場主導型の産物と言える。

⑤ (第5表) 原因施設別発生状況 (S61年)

施設別では、全国60余万軒に及ぶ一般飲食店が件数および患者数ともに最も多い点は当然としても、問題は件数的に低い学校給食の発生患者が最大である他、仕出し屋、旅館を含めた三者の件数合計が30%余に対して、その患者数合計では全体の55%に達していることである。これらはいずれも国際的な食品衛生規範とされている適正な温度管理規準を著しく逸脱した日本特有の非衛生的な常温流通に伴うもので、その異状に高い発生率に注目したい。

この点、消費者保護に必要な提供者側の職業的責任の短絡に対する保健行政指導の甘さが痛感される。

4. 病原性細菌の国際的な伝播リスク

現在のわが国の食材、食品市場は、周知の通り円高と貿易自由化の促進によってますます国際化の速度を高める^{すうま}趨勢にある。一方この背景には、

冷凍ないしチルド化による流通保管のコールドチェーンシステムの拡大や、食品工学的に高度な科学的テクノロジーの進展など、各種の微生物学的な制御技術の応用成果によるものであることは言う迄もない。

以上のことから、今日では食材食品類の長期保存による安定供給も日常化された反面、その文明的な技術の進歩に伴う新たな脅威に留意する必要がある。それは上記中毒事件の有力な病因物質である欧米型のブドウ球菌やウェルシュ菌などの強力な毒素型が今や国際間に伝播している実態や、コレラ菌に汚染された冷凍えび、更に、からしれんこんの真空包装内で繁殖した強烈なボツリィヌス菌などに原因する多数の致死事件に見られる通り国際的な共通感染の危険性が一層高められていることである。更に食糧物資の大量輸入に伴う病原菌媒体とされる各種昆虫類の潜入に加えて、国際的な交通網の発展に伴う各地域間の頻繁な人的交流による汚染機会の増大も見逃せない事実であろう。そうした情勢は、これ迄の日本的な波打際作戦を誇った行政的な検疫網による自衛の限界を暗示している。

換言すれば、今日の外食市場は、真空包装内で繁殖する真空耐性型のボツリィヌス菌の侵入をはじめ、各種低冷温耐性などの新たな人工的病原性菌の出現を含めて、これ迄の病原性細菌類に対する地域的特性の分類概念では律しきれない国際的な細菌類の交流に伴う感染経路の複雑化とその危険性が多角化している市場環境の変化に着目する必要がある。

従って外食市場としては、各施設毎にその自衛策としてのサニテーション技術を自らの手で高めねばならない。この点、欧米では早くからそうした危険性に対応すべく、従来の高度なサニテーション規範に対する行政的規制と罰則の強化とともに、実践的な教育と対応技術を高める努力が見られている。反面国内の外食市場に対する具体的な

規制の短絡と企業の自主的対応に委ねる行政方針から見て、現在でも衛生管理水準の低い業界にとってそのリスク対策課題は山積している。

その意味で、近代的なフードサービス業務の基幹であるサニテーションの概念と欧米の原則的な管理基準とされている温度管理規制の一端を紹介し、わが国のリスク・マネジメント育成のための一助としたい。

5. サニテーションの意義と欧米の規準例

(1) サニテーションの意義と日本の後進性

サニテーションの概念やその規準に関する専門知識は欧米職業人の常識であるが、日本では未だに馴染みも薄く、その科学的な認識は低い。それは欧米の国際的な規準が日本市場内の職業的な規範として行政指導面にも反映されていないことに起因している。

さて、サニテーションとは、既述のように、主原料である食材類の品質保全とロスの防止という経営的な品質管理対策のみでなく、各種の病原菌類による顧客の危害を未然に防衛し、その安全性を保証する目的から、必要な対策を科学的に実践する組織的活動を意味している。この点ある英辞典では、“The workingout and practical application of sanitary measure's”と端的に表現している。これを解釈すれば、“衛生的に必要な規制規準に即した実践的な技法を標準化し、かつこれを確実に実践する”という職業的責任を義務づけた特定活動を意味している。この点わが国の衛生法規上では、“衛生的に保存する”“衛生上の取扱いに注意する”“適正に温度を管理する”“常に清潔に保つ”という観念的な規定はあるが、その具体的な尺度ないし規準が欠落している。そのために非科学的な素人的経験のみが慣習化されている。

一方欧米の先進国間では、百年余の歴史を有する米国の N. S. F という衛生基準を指針として、

その現代版が国際的に準用されている。

この規定は極めて広範な内容で、外食産業に関するあらゆるソフト、ハード面の規準が規定されており、斯界の管理者として学ぶべき指導要綱や服務規律を含めて、食品衛生に関する職業的ガイドラインが示されている。

反面わが国では、そうした規範もなく、衛生管理に必要な科学的対応の教育資料も短絡している実情から、特にサニタリーに関する管理者教育が遅れている。このため現場作業に対する衛生的管理の指導性が短絡し、依然として厨房の聖域化に付随する経験的作業が主導的なケースが一般的である。

これらの代表的な事例としては、施設内の環境衛生上の基本原則である湿気の排除、乾燥の保全という国際的ルールに反した水濡れ状態の床面とゴム長靴姿に象徴される極めて不衛生な素人的作業習慣の放任が多い。この点、職業柄これら床面に対する細菌汚染度を調査した筆者の資料では、約10cm² 当り数10万から数100万単位の著しい一般細菌に加えて、大腸菌群の他、多くの病原菌が検出されることが共通的である。したがってこの実態が細菌繁殖と二次汚染の温床であることは言う迄もない。

更に国際的な規範に違背している最も重要なことは、前述した弁当、学校給食や旅館に見られる極めて危険な常温配膳習慣である。これが国内の食中毒を高める主要因であることは前述の通りである。

この点昭和62年夏の紙上で報道された都衛生研究所による市販惣菜、弁当など約1万点にわたる調理済食品の細菌検査結果では、危険性の高い黄色ブドウ球菌の検出率が、にぎり飯の28%の他、各食品群がいずれも15%前後の数値を示したということである。このため同研究所として『これらの市販商品に対する安全基準の設定とともに、製造から消費時点に到るまでの適正な温度管理を徹

底させる対策を急ぐ必要がある』と警告している。以上の点からも私見の意味が容易に理解されるであろう。その意味で先進国間で採用されている国際的温度管理規準とは何か、その一端を紹介したい。

(2) 欧米の国際的な食品温度管理規定

① 規制理由と法的対象食品の規定

『人間が好みかつ栄養源の主力である蛋白質食品類の一切及びそれを一部でも含む加工食品類のすべては、伝染性または中毒性細菌類を急速かつ累進的に成長、繁殖させる危険性の高い食品である。したがってその取扱いについては、以下に示す適正な温度で管理されねばならない。』(前述の Hazardous Foods を対象)

② 衛生的防衛に必要な主要温度管理規準

(a) いかなる飲食施設も、その貯蔵、調理工程、ディスプレイ、配膳および販売サービス、更にケータリングを含めて、施設間の搬送など何れの場合も常に汚染から防ぐために、全て安全な温度として冷食は7°C以下の予冷を、温食は60°C以上を基準温度として管理されなければならない。

(b) サービス時の冷食のディスプレイは、必ず7°C以下に予冷し、ディスプレイ中に芯温が13°Cを越えた場合は、厨芥として廃棄すること。

(c) 肉類および魚介類の加工工程中は、その芯温が13°C以下に保持されるように取扱うこと。

(d) 売れ残った食品は即時迅速に加熱し、かつ4時間以内に内部温度が7°C以下になるように、冷却され冷蔵され、また24時間以内に再加熱の上提供されること。

(e) 上記の保存温度に対する食品の適正状態を確認するため、当局の認める正確な温度計によって検温すること(その他省略)

6. むすび—当面の課題

以上の如く、わが国のサニタリー水準と国際的

な規準の格差を認識することによって、現状の食中毒の多発は、必ずしも偶発的な事故でなく、客観的には基本的品質管理の原則を軽視した素人的運営慣習とそれを容認する食品衛生行政の後進性に起因するものと言えよう。一方最近では行政面でも、弁当や惣菜工場の在り方について、漸く欧米型のG.M.P. (Good Manufacturing Practice) という施設に関する“適正製造基準”が指導要領として制定されるようになり、ごく一部の大手企業が品質管理対策として参考的に利用する気運も見られる。しかし、本来の微生物学的対策としてのサニテーション対策原則やその作業マナーに関する基礎的な認識度も未熟なため、各種のアンバランスな実態が見られる。

このようなわが国の外食市場における社会的な衛生対策基盤のせい弱性が、斯界のリスク・マネ

ジメントに関する一般的な捉え方ないし認識度を低めていることは明らかであろう。

したがって当面の課題は、社会的ニーズに答える斯界の健全な発展を図るためにも行政面からの科学的なサニタリー規制を設定する必要性とともに、衛生的な技術水準をいかに高めるかの社会的な対応とその実践を急ぐことにあると考えられる。同時に既述した外食市場の反社会的な背景に対して、公共的な経営戦略としてのマネジメント概念の高揚を図るとともに、消費者側の立場からの社会的責任を問う意識を高める必要もあろう。

一方、以上のような観点から捉えた今後のリスク・マネジメント教育を含めて、従来の災害保険業務の在り方についても、いかなる観点から取り組み、その対応手段をいかに改善すべきかなど、について、改めて見直す必要を付言したい。 ㊦

日本に於ける 製造物責任(PL)立法への道

祖慶 実

日本リスク・マネジメント協会 理事長

製造物責任と過失責任

消費者保護を目的とした欠陥商品等による被害を受けた際の損害賠償責任を強く企業に求めることが出来る製造物責任(PL)制度が米国に続きEC(欧州共同体)でも導入が決まり、わが国でもいずれ導入は必至とあって消費者団体企業の研究会また政府や政党による法制化の論議が相次いでいる。

製造物責任(PL)制度は、米国で1960年代にラルフ・ネーダー弁護士が登場し、世界最大の自動車メーカーGM社製のコルベアによる交通事故において製品の欠陥が原因で事故になる可能性があることをつきとめ、GM社を相手取り損害賠償を求めるPL訴訟を起したことに始まる。

1962年にはケネディー大統領による「消費者の4つの権利」、①知らされる権利、②安全である権利、③選択する権利、④苦情を聞いてもらえる権利が発表された。こうして誕生した製造物責任(PL)制度は、製品に欠陥があり消費者に危害が及んだ場合、企業の過失がなくとも損害賠償に応じざるを得ない厳格責任が定められたものである。

わが国の現行の民法の規定では消費者が欠陥商品によって被害を受けた場合、民事上の賠償責任は2通りに分けられる。まず1つは債務不履行責

任で、もう1つは不法行為責任である。債務不履行責任とは、契約に基づいて発生する責任であり、そのため契約責任に基づいて債務の履行を迫ることで遂行される。

ところが交通事故のように事故を引き起した第三者と事故を起した当事者とは、交差点でドンとぶつかっただけの関係で契約関係は何も存在しない。したがって第三者の損害については、債務不履行責任では救済できなくなり不公平となる。そのために考え出されたのが不法行為責任(民法第709条)である。これは契約関係はなくとも第三者が直接、事故のあった自動車メーカーやブレーキメーカーに賠償責任を追及できる責任原則があ

表1 先進国におけるPL法の導入経緯

1963年	米カリフォルニア州最高裁判例	PL法を確立
65年	アメリカ法律協会	判例を条文への再記述で確認
60年代後半 ～70年代	米国の各州がPL法を採用	
85年	欧州共同体(EC)、加盟12カ国にPL法整備を指令(90年12月までに英、独など8カ国が導入)	
89年	EFTA(欧州自由貿易連合)のノルウェー導入	
90年	EFTAのフィンランドで法成立、91年9月より施行	

(安田総合研究所「製造物責任」、医薬品企業法務研究会「リーガルマインド」より)

る。ただし、被害者が損害賠償を請求するためには、加害者に何らかの過失があったことを証明する必要がある。このように過失を前提として、不法行為責任の追及をしていくことを過失責任の原則と呼ぶ。

わが国では、民法第709条により過失責任主義が採用されているため、製品の欠陥による損害の発生に関しても被害者がメーカーや販売業者の過失を証明する必要がある。しかし一般的には被害者がハイテク化した製品の複雑な製造工程や流通経路を経て、どこに過失があったかを加害者に具体的に証明するのは不可能に近い。

わが国に於いても製造物の欠陥から人身に被害が生じた例は少なくなかった。

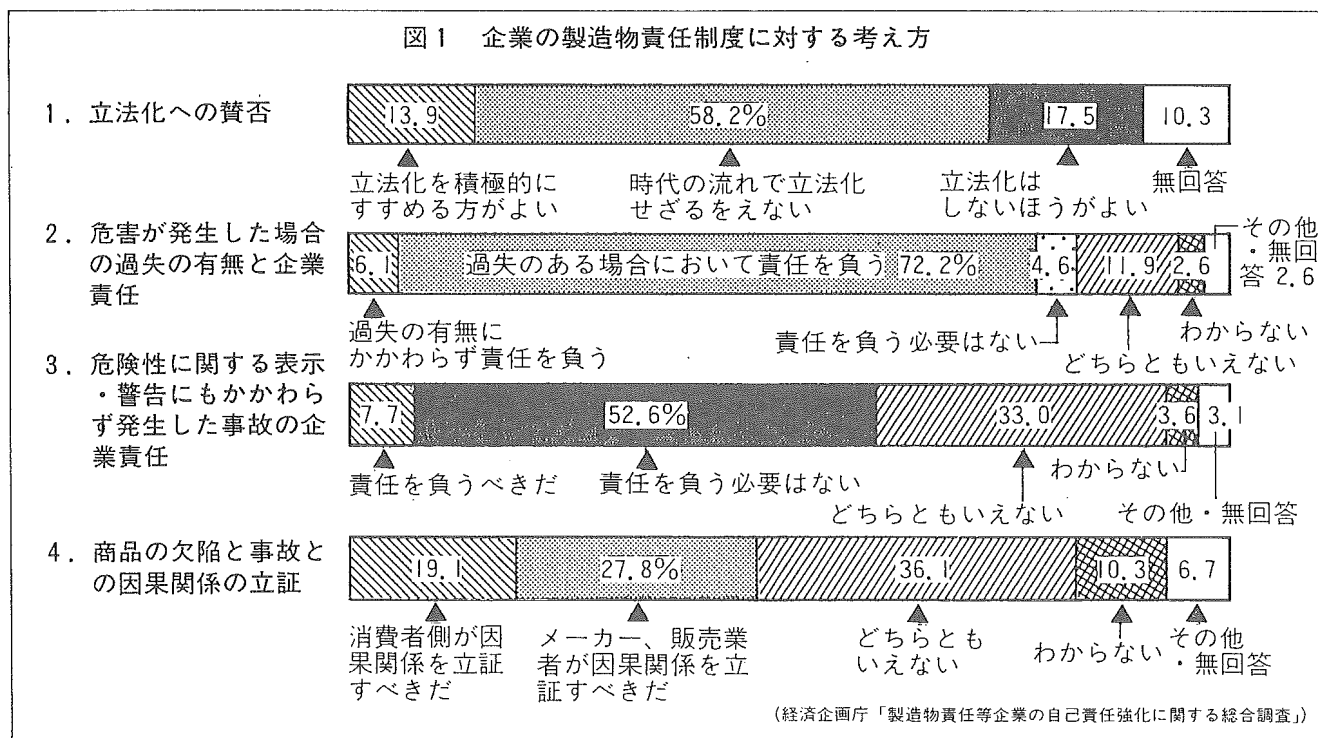
1955年に森永ヒ素ミルク事件が発生し、1958年から1963年にかけてサリドマイドによる障害児が多数生まれた。1965年、アンプル入り風邪薬によるショック死事件、1968年にカネミ油症事件が発生した。いずれの事件も被害者側が加害者側の過失を証明するのは困難を極め、消費者の救済のなのまま和解したのが現状である。

こうしたわが国の法制度のありかたが、消費者に対する不利さを解消するため、製造物責任（PL）制度を導入する必要があるとする消費者団体や法曹界の共通した認識である。最近になって製造物責任（PL）制度の問題が大きくクローズアップされた背景には、市場開放行動計画（アクション・プログラム）の影響と政府に代って、製品の安全性をチェックする企業に於ける自己認証制度による安全性の判断に甘くなる不安が消費者に強い。もう1つの理由は、米国に続きEC（欧州共同体）でも1985年、加盟国に対し製造物責任法の整備を勧告したからである。

世界各国に大量の製品を輸出し、現地生産体制を強化しつつあるなかでECのPL法整備が完了すれば、わが国に対しても企業の賠償コストの負担格差を是正するよう製造物責任の導入が経済摩擦の要因ともなりかねないのである。今や世界の動きは、リスクの自己負担の原則へと動いており、こうした状況から企業側の関心も高い。

1986年、経済企画庁による「製造物責任等企業の自己責任強化に関する総合調査」（対象194社）

図1 企業の製造物責任制度に対する考え方



によると「製造物責任を現在研究している、または今後研究する」81.9%、製造物責任法の制定は「時の流れでやむを得ない」51.2%、また製造物責任制度の要とも言うべき「無過失責任」については、企業の考え方と消費者の考え方とは対照的である。企業にとって「過失がなくても責任を取る」ことは「反対」72.7%と大半を占めている。

企業に打撃、PLリスク

企業が反対する大きな理由としては、製造物責任に対して先進国である米国の現状があまりにもクレイジーであると思われていることにある。

イーストマンコダック社法務担当副社長リチャード・テクス氏は、PL訴訟について2つの訴訟の例を挙げる。

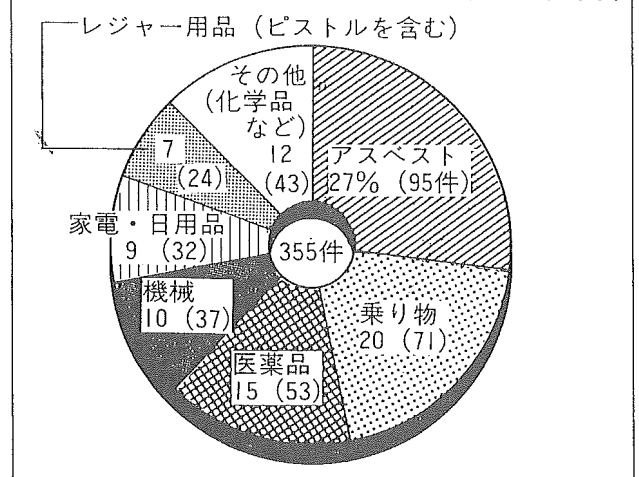
1つの事例は、旧式のイーストマン・カラーフィルムを犬が食べ消化不良を起して死亡し、その為に飼い主が訴えたケースだが、10ドルで和解した。

もう1つの例は、新婚旅行でハワイに出かけた弁護士夫婦が記念写真がうまく写らず精神的被害を被ったと訴えられたポラロイド社が裁判で勝った例である。

米国では、訴訟を起す費用は請求額に関らず、わずか100ドル前後である。その為つまらない訴訟が多すぎるのも事実である。訴訟の急増は、賠償額も高額化する一方、PL保険が大幅な赤字を出し保険引き受けと再保険を拒否するケースが多くなり、保険リスクを生み出すことになる。

またトランポリンやアイスホッケー用防具業界のように相次ぐPL訴訟によって賠償負担が過大となり米メーカーが1社も製造しなくなった分野もある。そしてアスベスト業界では肺ガンの原因となるアスベストに対し、1万6500件の訴訟が提訴され、約300社からなる業界の賠償総額は100億ドルに達して最大手のマンビル社は倒産した。賠

図2 米国でのPL懲罰賠償の分野別内訳
(スタッド教授の論文から、65年～90年対象)



償負担が製品開発に対する企業の活力を奪う大きな原因となり、米国に於いても法律改正の動きがあるという事実である。

大企業2000社にアンケート調査をしたランド研究所の結果を見ると、PL訴訟の危険負担が原因で工場閉鎖した8%、工場閉鎖や減産、従業員を解雇したことがある15%、新製品を開発しながら結局製造中止をした30%、となっている。

またPL訴訟が州経済に与える被害を数量化し、従業員10人以上1万2000人の製造業を対象に調査したテキサス州ベイラー大学の結果は、PL訴訟負担に耐えかねて工場閉鎖1500社、計画していた新製品の市場投入を中止3000社、これらの被害で解雇された従業員7万9000人、撤退や中止による投資減少81億ドルとなっている。

米国では提訴は交渉の始まりに過ぎない。ほとんどのPL訴訟が審理前に和解し裁判になっても高額な賠償命令になる例は稀である。アリゾナ、マサチューセッツなど5州の市民による陪審評決(83年～89年まで約300件)を米会計検査員の調査報告によると、原告側の勝訴率は45%、PL訴訟で100万ドルを超える賠償決定が出た評決件数は7%弱の21件にすぎない。

また、懲罰的賠償制度についても実際にこの制度が認められるケースは少なく全評決数の7.5%

の23件しか適用されていない。産業界で評判の悪い懲罰賠償も全米では65年から90年までの26年間で350件発生している。多くの企業は欠陥を知らながらも放置したという注意義務を怠った場合である。

米国でPL訴訟がクレイジーと評されている背景には、弁護士が人口比で日本の20倍以上の約7万5500人もいて、消費者から裁判を請負い賠償額の3分の1から2分の1の成功報酬を受け取る原告側専門弁護士の存在がある。

原告弁護士は、新聞広告で被害者を募集したり、また大規模なPL訴訟では通常原告側弁護士は和解や裁判を有利に進めるために情報交換の会合を開催して100人もの弁護士を集めることがある。

また商品企画書、設計図、会議録といった膨大な資料をメーカーなどから強制的に提出させる訴訟手続きも企業側にとって負担となる。米国で起きた日本企業に対するPL訴訟は、自動車を中心に大手自動車メーカーでは法務部に年間3ケタの訴訟がある。主な高額訴訟は、82年の本田技研の軽自動車「N600」による人身事故で評決が582.2万ドルである。

PL法への国内の動き

早くから米国市場で鍛えられた自動車・家電業界や大型訴訟で揺れる製薬業界では、PL問題への対応は比較的進んでいる。

1988年、臨時行政改革審議会の答申でPL制度の検討の必要性が指摘され、政府として具体的な検討に乗り出し、経済企画庁主催で「消費問題国民会議88」が発足した。

また、経済企画庁では、11月から12月へかけて欠陥商品など製造物責任について、医薬・食品・自動車など主要194社を対象に調査を実施した。

- ・過去1年間に国内で自社製品の苦情を受けた
……68%

表2 経営者の法務上の関心事ランキング

①製造物責任 (PL)	34.8%
②従業員 (雇用差別など)	24.7
③契約	10.1
④他の賠償責任	5.6
⑤不公平競争	3.4
⑥株主	2.2

(出所) ワゴン・ゼンダー・インターナショナル経営者 101人調査

- ・責任問題を研究している、今後研究する
……82%
- ・企業責任を企業自身が立証する
- ・最高の技術で生産した製品に欠陥が出た場合企業が責任を負う } ……72.1%
- ・過失がないのに責任を取るの反対
……72.2%

こうした調査結果から、わが国の企業は製造物責任 (PL) に対して米国と同じような法体系は望んでいない。むしろ厳格責任による事故発生時の負担が過大となり、生産意欲がなくなる恐れがあると指摘する。

米国での日本企業PL訴訟

1989年11月、話は飛躍するが、ニューヨーク州弁護士ポール・ラインゴールド氏は「儲る」ということから、製造物責任訴訟の原告代理を専門とする敏腕弁護士である。Lトリプトファンが健康障害 (EMS) を引き起している可能性があるとして新聞で知ったのが89年であった。その後、健康障害 (EMS) 患者のほとんどが昭和電工の製品の摂取者であることが分かり、勝訴の自信を強め、200以上の訴状を提出したのである。昭和電工Lトリプトファン事件はこうして米国で社会問題となったのである。

1990年2月には、公明党が製造物責任要綱案を発表し、7月には日本弁護士連合会が、22人の調

表 3

連邦裁判所に提訴されたPL訴訟件数の推移		PL訴訟の平均損害賠償額(陪審評決)の推移	
1974年	1579件	1975年	39万ドル
75	2886	76	36
76	3696	77	43
77	4077	78	165
78	4372	79	76
79	6132	80	56
80	7755	81	80
81	9071	82	85
82	8944	83	124
83	9221	84	101
84	10745	85	109
85	13554	86	197
86	13595		

(出所) 米司法省ワーキンググループ報告書

査団を組み、「製造物責任」(PL)の判例と州法を中心に制度を発展させてきたワシントン、ニューヨークなど行政機関裁判所、弁護士事務所、消費者団体など訪問視察した。

弁護士の町として知られているワシントンには、連邦政府の各省に国防総省の5300人を筆頭に約2万3000人の弁護士が役人として働いている。ブッシュ政権の閣僚14人中5人が弁護士、米通商代表部・米環境保護局を含めると、何と16人中7人までが弁護士である。製造業の利害と、年間400億ドル市場の弁護士サービス産業との利害が真向から対立する。こうした弁護士天国が、企業の創造性とリスク・テキングの精神を奪い経営コストを増大させる結果となっている。

日弁連対策委の浅岡美恵弁護士の報告(1990年7月28日朝日)によると、訪問先の薬害事件専門弁護士アロン・M・レビン弁護士事務所では消費者から1日40件の電話相談が寄せられているという。

レビン弁護士の担当している事件に、ダルコンシールド事件がある。避妊リングダルコンシールドを装着した女性が感染症を患い、18人が死亡、流産・死産が6万6000人、早産による子供の失明などの障害がある。60年代から世界80ヶ国で使用

され、米国やオランダの被害者1万5000人がメーカーに賠償を求めただけで、まだ数千人が未解決で、賠償額は最終的に10億ドルに及ぶものと考えられる。

また、米食品医薬局(FDA)を訪問、1989年11月17日、FDAから健康食品・薬品の回収を命ぜられた昭和電工のLトリプトファンによる健康障害による死亡例や血液障害、筋肉痛をもたらし、これまでに確認されただけでも死者21人、障害例1500人を数えている。1989年から訴訟が提起されているが、わが国の厚生省による被害者の発表では2例を確認されたにすぎない。

また、国家ハイウエー交通安全局(NHTSA)、消費者製品安全委員会(CPSC)などを訪問、所管する製品の危害情報の収集、分析、安全基準の制定、改定手続き、その執行状況を調査した結果、次の5点の特徴があることが分かった。

- 第1——米国のすべての人々の生命と安全を確保することが目的である
- 第2——強制的リコールの権限をもち、これを背景に企業の自主的リコールを促す
- 第3——消費者から事故情報を集め安全対策に生かす。その数はNHTSAで年間30万件、CPSCで1日1000件、FDAでは医者からの情報を中心に年間7万件
- 第4——こうした情報から重点課題を設け原因究明をすると共に、新たな安全基準の制定には消費者から必ず意見を求める手続きがある
- 第5——事故情報は行政から消費者に積極的に知らせる努力がされている。また消費者からの要請があればそれに応じて公開される

以上であるが、日本の企業も米国で少なからず被告とされ、多額の賠償を負担している事例が見られるようになった。

国内での急速な動き

家電メーカー4社のカラーテレビや小型冷温風機が発火・発煙したという事故が続発し、欠陥商品の回収が相次いでいる。

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会では、消費者問題の専門家である東日本支部の会員848人を対象にアンケートが行われた。

「製造物責任（PL）法が必要か」という質問に対し、93%が「必要」と解答、その理由として、「企業の力が強いため消費者側が対等に交渉する力をもっていない」「現行の法律では、消費者の救済は不十分」と答えている。また実際に企業の中で仕事をしている会社員に対しても、87%が製造物責任（PL）法が必要としていることが分かった。

「開発危険の抗弁を認めるか」という質問に対しては「認めない」37%、「認める」23%、「認めるが例外をつくる」38%であった。医薬品・食品・おもちゃ・化学物質・化粧品など商品化された時点では副作用はないとしながらも、数年後に深刻な副作用が出るケースもあり、開発危険の抗弁を認めれば、消費者の救済は難しく、逆に抗弁を認

表4 欠陥商品110番商品別集計

計	715件 (%)
自動車	184件 (25.7)
家電製品	168 (23.5)
燃焼器具	86 (12.0)
事務機器、電話	45 (6.3)
薬品、化粧品、食品、洗剤など	34 (4.8)
その他の雑貨	91 (12.7)
業務機械	12 (1.7)
建物建具	81 (11.3)
サービスその他	14 (2.0)

めないとするると新製品開発の促進を阻むことになる。

日弁連消費者問題対策委員会が90年に実施した「欠陥商品110番」によると（別表）、自動車と家電製品で約半数を占める。

消費生活用製品安全法（昭和48年施行）があっても製造物責任（PL）法がない日本では、メーカーの過失責任が認められるのは珍しい。一部の「マーク付き製品」などは、製造上の欠陥があれば原則的に企業が賠償に応じることが出来る。例えば「SGマーク」付きの使い捨てライターなどは炎の高さに一定の基準があり、基準以外の商品

表5 P L 関 連 の 主 な 動 き

1973	・消費生活用製品安全法成立 ・SGマーク開始	1988	・臨時行政改革審議会、PL法の必要性を指摘
1975	・学者グループ、製造物責任要綱試案作成		・経済企画庁主催「消費者問題国民会議88」
1979	・医薬品副作用被害救済基金発足	1989	・昭和電工、Lトリプトファンによる健康障害が米国で社会問題に
1985	・消費者関連専門家会議（ACAP） ・製造物責任制度に関するプロジェクトチーム発足	1990.2	・公明党、要綱案発表
1986	・東京弁護士会、公害・消費者問題対策特別小委員会の中に「製造物責任問題小委員会」発足	1990.7	・日本弁護士連合会、ワシントン・ニューヨークPL視察
1987.5	・（社）家計経済研究所、「私たちの生活と消費問題」講演会	1990.9	・製造物責任制度を新設（通産省の方針） ・日本産業協会「製品安全対策研究会」設置
1987.7	・（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、製造物責任シンポジウムを開催	1990	・民法学者グループ、PL立法への提案発表
		1990.10	・国民生活審議会・消費者政策部会報告、法制度の見直しを提言
		1990.11	・経済企画庁はPL制度の検討を商事法務研

は欠陥と定義されている。

法曹会、学会の動きも活発で、日本弁護士連合会、日本私法学会がそれぞれの製造物責任法（仮称）の要綱案を提出したり、消費者団体によるシンポジウムの開催やアンケート調査などに取り組み、政界では議員立法の動きが出始めている時期に、通産省と経済企画庁は、製造物責任（PL）制度立法化の検討を始めた。

通産省の外郭団体である日本産業協会に「製品安全対策研究会」を設け、学会、消費者団体、民間研究所など23人の専門家を集め、企業からは、花王、ダイエー、東芝、アマダなど10社の法務、消費者相談窓口、保険担当で構成されている。目的は、製造物責任（PL）立法化と欠陥商品による被害救済制度の検討が主である。

また経済企画庁は、製造物責任（PL）制度の検討を商事法務研究会に委託しており、90年度中に報告書をまとめるようになっている。

いずれにしても消費者保護のための制度を整備することと、米国の例を教訓に、国際化の時代にふさわしいバランスのとれた製造物責任（PL）制度をつくる必要がある。

部品業界では、初めて日本油空圧工業会が、P

L団体保険の導入を発表。新製品、中古品を問わず向こう一年以内に消費者に被害が発生すれば、保険会社がすべて応訴手続きや、和解交渉を引き受けることになっている。ただし保険の対象地域は、日本を除く全世界となっている。

日本製薬工業協会では製造物責任（PL）論議が高まるなか、立法化に向けて業界の態度をまとめるため、調査検討研究会の設置を決めた。

業界の対応

製造物責任（PL）法はあらゆる商品が対象となり、また業種もメーカーから販売店、リース業者など広範囲に渡ってカバーする可能性がある。むろん、それを担当する官庁も通産省に経済企画庁、厚生省、運輸省、法務省、そしてPL保険を担当する大蔵省なども関係する。

1991年2月、日本経済新聞社の「製造物責任（PL）法緊急アンケート調査」で、製造物責任（PL）法が数年以内に成立する可能性が高まってきた。アンケート調査は、一部上場企業を中心に、約230社の法務責任者、社長の計460人と5政党を対象に実施された。

研究会に委託	1991.5	・消費者団体、弁護士、学者、消費生活コンサルタントなど113人の呼びかけによる「消費者のための製造物責任法の制定を求める連絡会」結成	
・政界で議員立法の動きが出始める			
・日本油空圧工業会、部品業界として初めてPL団体保険導入			
1990.12	・社会党、要綱（最終案）発表	1991.5	・大蔵省「PL研究会」を設置、PL補償の現状や保険制度のありかたを検討
・日本製薬工業会、PL立法に向けて業界の調査、検討研究会の設置			
1990	・日弁連消費者問題対策委員会「欠陥商品110番」を設置（91年は4月12～14日まで設置）	1991.6	・日本損害保険協会、損保業界で11人の実務担当者による「PL特別研究チーム」を設置

1991.2	・国民生活審議会（首相の諮問機関）、PL制度研究会（仮称）を設立	1992.2	・ドイツ大手薬品メーカーのフレゼニウス社、昭和電工を総額29億円の損害賠償を求めて提訴
・経済物価問題調査会			
1991.4	・自民党「製造物責任制度に関する小委員会」	1992.4	・食品業界のニチレイ、「環境保全・品質保障推進部」を、社長を議長として常務以上で構成する
・日電、ボーイング社へLSI供給事業を、PLリスクを懸念し断念			

「PL法がいつ立法化されるか」

3年以内 23%

3年超5年以内 56%

立法化に対し、反対が予想された産業界でも合計の8割が5年以内での製造物責任（PL）法が成立すると予想しており、時代の潮流として容認していることが分かった。また社会党、公明党に続き共産党も早急に立法の態度を明らかにし、自民党は内容次第とした。民社党にいたっては立法化の是非について検討中である。

年商10億円のビジネスが製造物責任（PL）訴訟に巻き込まれ、弁護士料、調査費、コンサルタント料、研究委託等諸費、原体回収費、和解費等による損失が、90年度・91年度で165億3100万円と見込まれる昭和電工のLトリプトファン事件は、小さなビジネス大きなリスクという教訓をわが国企業に残した。

日本電気は、米ボーイング社と4年間にわたって共同開発をしてきた新型旅客機「B777」向け制御用LSIの供給を断念した。日本電気が開発していたのは、電気信号によって航空機を制御する「DATAC」と呼ばれるシステムに不可欠なLSIで、86年共同開発に合意し商品化のめどをつけたが、ボーイング社は、本格開発を決めたのに伴い、旅客機事故の原因がLSIだったとする場合、その供給先に賠償責任を負わせる契約内容を提示してきたため、日本電気側は同条件の緩和を求めている。

過去の旅客機によるPL訴訟では、機体、部品、素材など事故に関連した全メーカーが訴えられた事例があり、LSI供給事業は年間10億円程度と見られる採算と、事故が発生した場合のリスクを検討し、昭和電工の事例もあり、最終的に不参加の通知となった。

日本電気の製造物責任（PL）に対するこうした決定は、各種部品メーカーの間で、リスクに対する費用対効果の考え方として、利益の薄い部品

供給を敬遠する動きが広がる可能性がある。

1991年5月18日、消費者団体や弁護士、学者、消費生活コンサルタントなど113人が呼びかけとなって「消費者のための製造物責任の制定を求める連絡会」が、200人の参加を得て結成された。

同年4月24日、テレビやビデオの3件の発火事故をめぐる、メーカーの製造物責任を問い、3月に提訴された初の口頭弁論が、大阪地裁で開かれた。この日は、ビデオから発火しマンションが半焼したとして、約900万の損害賠償を求める訴訟であった。

同年5月13日には、テレビが原因で火災となり、それぞれ1人が焼死したとして損害賠償を求める2件の口頭弁論があった。このような家電メーカーなど製造物責任（PL）を問う訴訟が増えつつあるが、製造物責任（PL）法が立法化されていない現状では、消費者の被害救済を裁判で勝ち取るのは厳しい。

同年3月末、東京地裁でジョンソン社の発売した家庭用カビ取り剤「カビキラー」をめぐる訴訟は慢性気管支炎とカビキラーの使用との因果関係は否定されたものの、使用直後の呼吸障害に関しては認められ、参考として商品説明と注意書きの不備などが挙げられた。

製造物責任（PL）法のないわが国では、一部勝訴というのが精一杯の現実である。

こうした現状から「連絡会」では、メーカーの過失を証明するのに、①専門機関に実験を依頼し、製品の欠陥とその因果関係を立証しなくてもすむ、②厳格責任規定の導入と科学技術水準を理由に、メーカー側の免責となりかねない抗弁を認めないこと、の2点を中心に製造物責任（PL）制度の立法を目指していくことになった。具体的な活動としては「欠陥商品110番」の設置など、欠陥製品の被害状況の調査や製造物責任（PL）法のあるべき内容を研究して、市民への問題提起を行い、政府や政党に製造物責任（PL）法制定を求める。

和解金増大→P L保険へ

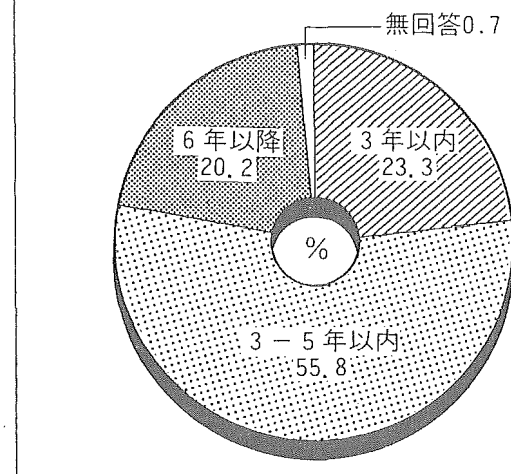
今回の「連絡会」は、消費者側による本格的なP L運動のスタートとあって、企業側の関心も高い。大蔵省が近く設置するP L研究会では、損保業界関係者や学者、消費者団体から10人程度の陣容でP L補償の現状や保険制度の在り方などを検討することと共に、P L保険の商品案について損保業界内での研究を基にして、研究会で報告を受け、保険制度の概要を固めることにした。消費者からは、メーカーに対し保険加入を義務づける自賠責保険タイプの公的保険創設の要望も出ている。

こうした新保険を求める消費者の声に対し、大蔵省は早急にP L保険制度をまとめることが必要である。ただ、政府補償制度については、財政を圧迫する恐れがあるため、大蔵省としては警戒を強めている。また、保険事業に対し政府が乗り出すことも、外国保険会社の参入の余地がなくなり、各国からの批判も予想される。

こうした大蔵省のP L保険に対する動きに対し損保業界はすでに、日本損害保険協会内に実務担当11人の出向で構成された、P L特別研究チームを設置し、91年7月をめぐりに、本格的な検討を始めることになった。欧米での製造物責任制度の実情と、わが国での判例やP L訴訟の発生などの見通しを分析し、この分析を基に本格的にP L保険を導入する際の商品概要を、年内にも固めることになった。

P L訴訟の場合その救済の方法は、事前的対策である製品安全(P S)と、P L事故発生に伴う訴訟の為の対策(P L D)があるが、消費者に対する賠償的救済は、P L保険に負う所が大きい。したがって、米国における現在のP L保険を参考のために知る必要がある。P L保険には保険機能として、①損害てん補機能と、②権利保護機能の2つを挙げることができる。

図3 製造物責任法の成立時期は？
(大企業の法務部門責任者129人)



まず、損害てん補機能とは、企業が被害者側に損害賠償金を支払う必要が出た場合、裁判上の判決及び保険会社が承認した裁判上、及び裁判外の和解金などを、企業に代って支払うだけでなく、企業の立場に立って利益を防御することである。具体的な例としては、保険会社が事故の事実調査、原因究明、また訴訟へ発展した場合の弁護士の選任など事件が解決するまで積極的に利益を防御することである。

P L保険の難しい点は、事故が起った場合に最終的な賠償金額がどのくらいかかるか、被保険者が知ることが不可能なことである。従って、P L保険を付ける場合、事故の発生頻度や、損害額をあらかじめ計算し、保険保護限度額よりある程度余裕を持って、保険金額の設定をする必要がある。

保険会社がP L保険を引き受ける時、通常は他の賠償責任保険を引き受けることから始まり、具体的には、普通保険約款に各種の特別約款を添付した形で保険証券が発行される。その約款内容の特色として「被保険者に代って支払う」ということは、保険会社が積極的に被保険者の利益を守るために弁護士を起用し、事件の解決に当ることを意味している。したがって、企業がP L訴訟に巻き込まれた時、直ちに保険会社へ連絡することで

ある。

また防御費用（弁護士費用、調査費用、専門鑑定人の費用等）を原則として、てん補限度額とは無関係に保険会社が負担することである。ただし、てん補限度額の範囲で防御費用を限定する保険の形式もあり、保険料との関係でどちらを有利に利用するか、被保険者が決定することが出来る。これが大雑把に言って、米国でのP L保険の内容である。

今後、大蔵省や日本損害保険協会での検討において、消費者救済に対するP L保険のあり方がどう推移するか、興味深いところである。

1992年2月4日（日本経済新聞）に、ドイツの大手薬品メーカー、フレゼニウス社から、昭和電工に対し29億円の損害賠償が請求された。訴えによると、83年から89年の6月まで昭和電工からLトリプトファンの供給を受け、同薬を原料として睡眠薬や抗うつ剤などを製造販売していた。ところが89年、米国ニューメキシコのアルバカーキ紙がEMS（好酸球増加筋肉痛症候群）とLトリプトファンとの関係を報じ社会問題化した。そして、同社の睡眠剤もドイツ保険局から販売停止処分を受け、製品を市場から回収することになった。

こうした結果を招いたのは、①昭和電工が安全な原材料を供給する義務、②製造方法を開示する義務、など基本的な契約を履行しなかったからで、製品の販売による見込み利益、返品回収、在庫処分による損害など29億円が請求された。

現在、米食品医薬局が認知したLトリプトファン問題の患者数は1510人（死者を含む）である。こうした米国でのP L訴訟で、昭和電工は91年12月期の税引き利益を、90年12月期の113億2000万円から1億9000万円に急減し、無配に転落した。90年度のP L訴訟関連の特別損失として61億3100万円で、製品の回収や米国での調査、研究費用など和解金は6億円にすぎない。91年度は和解が積極的に進み、和解金が79億円かかったほか、訴訟や

和解の手續費用など諸費用として120億円計上している。92年度はどのくらい和解が進むかは明らかではないが、P L訴訟関連費用はさらに上回る模様である。こうしたP L訴訟による昭和電工の経営の圧迫は、今後の新規事業を阻む可能性もある。

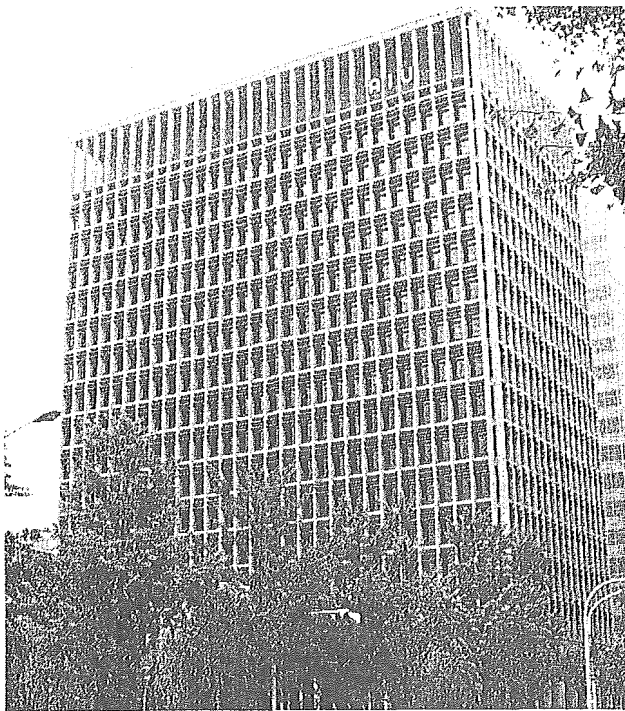
P L法導入への各界の動き

こうした状況のもと通産省は、わが国における製造物責任（P L）法のあり方を検討し、法案では製品に欠陥が存在すればメーカーの過失の有無にかかわらず責任が追及できる「厳格責任」の考え方を採用するが、ただメーカーに半永久的に製品管理を強いることは、保険料や資料などの保管に負担が大きく、製品開発意欲を阻害する。このため、製品を初めて出荷した日から一定期間（責任期間）を経過した後に発生した損害については、責任を逃れることのできる制度を検討したEC（欧州共同体）では10年の責任期間が設定されている。また、メーカーに比べて欠陥の有無の情報が少ない販売店は賠償責任は問わないとした。訴訟費用が被害額を上回る場合は、裁判所に訴えなくても紛争の斡旋、仲裁をする機関を新たに設置することを検討することになった。

1992年4月、食品業界のニチレイは、環境とP L法の対策として、社長を議長として常務以上で構成する「環境保全品質保障推進部」を設置した。

また、静岡県国際経済振興会は、会員企業373社に対しP L保険に関するアンケート調査を実施した結果、かなりの企業が同保険を掛けていなかったり、掛けていても保険料に不満を抱いていることが判明、P L保険の導入に踏み切った。

こうしたわが国での製造物責任（P L）法導入に関する経緯を見て来ると、通産省が制度導入に対し消極的な理由として、①米国並みの訴訟多発社会になりかねない②損害賠償金の保険料が高騰



国内向けPL保険発売もそう遠くない

する③厳格責任による産業の活力が削がれかねないとしている。また導入積極派の日弁連では、①PL法導入をしたEC（欧州共同体）では訴訟、多発社会になっていない②保険料も高騰していない③産業活力も低下していない、と反論する。

さらに通産省では、産業界が日本的風土に合った消費者救済—SG（安全）マーク制度や医薬品副作用被害者救済制度など、十分に救済されると主張した。これに対し日弁連では、現行の制度では限られた商品が対象になり、損害賠償金も少なく、不服申し立ての機会もない。本筋はすべての製造物をカバーする製造物責任（PL）法の導入が必至だ、と強調した。

一般消費者団体では制度導入の理由として、①欧米17カ国が製造物責任（PL）法を制定しているだけでなく、アジア各国にも立法化の動きが出ていること②製造物責任（PL）法導入がわが国のひ弱な消費者運動を前進させること、を強調した。国民生活審議会（首相の諮問機関）を消費者政策部会は、欧州の製造物責任（PL）制度をわが国に導入した場合の影響を検討し、秋をめどに結論を出す方針を決めた。

産業構造審議会（通産省の諮問機関）総合製品安全部会は、現行の製品安全規格の強化として、電気用品の製造基準を規定した電気用品取締法の改正など安全基準を強化したり、被害者救済制度の拡充・紛争の斡旋・仲裁機関の設置などで対応できないかと審議していく方針である。

いずれにしても時代の潮流は、製造物責任（PL）法の導入を真剣に考える時期に来ている。わが国でもハイテク製品の急増する中で現行の法律では消費者救済は困難であり、EC（欧州共同体）の製造物責任（PL）法の立法化を参考に、厳格責任のあり方や新製品の扱い、賠償額の上限設定など、将来の国際ルールとの範となる制度が期待されるところであるが、現時点では、消費者団体と産業界が対立しており製造物責任（PL）制度の導入の可能性は、5分と5分である。 ⊕

原稿募集 !!

「リスク・マネジメント」が今号より、ページ数も増大し、新しく生まれ変わりました。より一層、内容充実にあたって、皆様からの御意見・御要望をはじめ、原稿を募集します。分野・内容・原稿量など限定しませんので、気軽にお寄せ下さい。

皆様からの多数の御投稿お待ちしております。

〒106 東京都港区麻布台1-9-12 飯倉台ビル7F
日本リスク・マネジメント協会 編集部

平成17年3月20日

平成16年の研究成果

主研究テーマ：

平成16年度厚生労働省研究費助成金「食品企業における健康危機管理に関する研究」

分担研究テーマ：「企業における食品の安全に関する危機管理の実態解明とその手法に関する研究」

具体的テーマ：「雪印乳業の食中毒事故と企業の衰退」

担当補助テーマ：「食品企業の品質保証とリスクマネジメント」

RM 研究所 成瀬正和

数年前に発生し一般消費者をパニックに陥れた「O157」や欧州で発症した「BSE」問題を契機とし、食の安全がマスメディアに取り上げられて久しい。就中、雪印乳業事件では、その初期対応の杜撰さから、企業の存続が否定された。加えて、雪印の企業再編成に関しは、周辺企業の品質偽装事件も発覚し、これが業界に波及する結果としてその他の類似食品産業にも産地偽装問題が飛び火してきている。

10年位前から言われてきた環境ホルモンやダイオキシン、輸入野菜の添加物問題、更には放射線や遺伝子組み換え等々一般消費者の与り知らないところでの話が、メディア等の情報公開で表面化してきて、消費者の不安をあおり社会問題となってきた。

本来社会に何らかの貢献をするために存在している筈の企業が、その責任をまっとう出来ず一般消費者の不信を買うことは、経営責任を問われても仕方のないところである。品質保証の立場からすると、原料入手から生産し流通を通じて消費者に渡るまでの、自社製品に対する品質保証体制が構築されていないのが原因と判断される。一般的には、消費期限や産地表示等々からトレーサビリティの導入が叫ばれ、製造工程では「HACCP」の導入が図られて来るようになって来ているが、現在の状態では、個々の工程の保障をしているに過ぎないと判断している。

研究者は、まず、本来の「食の安全」は如何にしたら確保できるのか、加工食品の製造から流通を含めた一般消費者への「安全」の観点から研究に取り組んできたが、代表的な一般消費者の声として、内閣府食品安全委員会の食品製造におけるリスクと商品の安全性確保に纏わる諸点を検討してみた。

平成16年度研究結果の総括

内閣府食品安全委員会の食品安全モニターからの平成16年7月及び平成17年1月の報告によると、以下のようなテーマの報告が為されている。

食の安全

表1-1 食品安全モニター報告 (平成16年7月～平成17年1月分の集計)

報告項目	7	8	9	10	11	12	1	計	%
食品安全委員会活動一般関係	4	5	5	1	1			16	4.2
リスクコミュニケーション関係	2	8	2	2	5		1	20	5.2
BSE 関係	11	4	30	12	1	10	10	78	20.3
鳥インフルエンザ関係	3	4	1	5		4	1	18	4.7
食品添加物関係	3	9	5		1		3	21	5.5
農薬関係	4	4	5	2	2	2		19	4.9
動物用医薬品関係	1						1	2	0.6
遺伝子組換え食品関係	1		2	1		1	1	6	1.5
かび毒・自然毒関係	3	2			3	2	1	11	2.8
微生物・ウイルス関係	2					2		4	1.0
食品衛生管理関係	6	5	8	3	5	4	9	40	10.4
食品表示関係	7	8	10	4	6	5	3	43	11.1
容器・包装関係	1	3	3				1	8	2.0
その他	14	10	14	9	9	12	7	75	19.5
情報提供		2				2		4	1.0
汚染物質関係		5	6	3	1			15	3.9
健康食品関係		2						2	0.6
肥料・飼料関係					1		1	2	0.6
化学物質関係						1		1	0.2
月 合 計	62	71	91	42	35	45	39	385	100.0

食の安全に関する国民の関心は、「BSE 問題」、「食品衛生関係」、「食品表示」に集まっている事が推定できる。「BSE 問題」は、米国との貿易問題と絡み安全性の判定に関する事項が中心になっている。科学的な根拠に理論付けをしたい日本と、現状の流通実績を根拠にしたい米国との狭間にあって、政治的問題化する恐れもあり、この問題については、検討の範囲から除外した。

「食品衛生関係」では、一般消費者からの疑問質問よりも、食品関係研究職経験者や食品関係従事経験者からの指摘が多いのが目に付く。この項目では、食中毒関連の指摘が多く、食品加工関連のプロが心配しているところが気になる。厚生労働省や農林水産省からのコメントはあるものの、現状の状況を示しているに過ぎない。食品加工のプロの指摘だけに、可なり根深い管理状況の陳腐化が懸念される。一般消費者は、現に陳列されている商品の衛生状態や今春発生し報道されたノロウイルスの存在、或いは出入りした飲食店の衛生管理状態しか分からないが、食品関係者の危惧は、座視し得ないものがある。

「食品表示」に関しては、一般消費者、食品関係者を問わず輸入原材料の表示問題が指摘されている。研究者らの調査によっても、原産地証明書のみが唯一の拠りどころとなっ

日本リスクマネジメント協会/RM 研究所

食の安全

ており、流通されている現品の内容証明書としての機能は無いに等しいと判断されている。工業製品とは違って、経口により人間の体の中に入る食品であるだけに、原産地における風土病や、生息環境がわが国に適応しているか否かが心配される場所である。勿論貿易当事者は十分に吟味して対処していることと考えるが、〇〇産の原料と言われても、何時どのような時点で誰がどのように…と言った「5W1H」が明確でないと本当の安心は得られないと危惧するのは研究者だけであろうか？

また、加工食品の流通経路は、複雑多岐に及んでいる。特に、うまみ調味料や食品添加物を含む食品は、弁当や生菓子と異なり、適切に保存されていれば時間がたっても安定していると見做し、期限表示は省略できるとされている(厚生労働省のコメント)。しかし、関係行政機関では、更に食品の表示には力を入れることとして、食品衛生法を所管する厚生労働省と、JAS 法を所管する農林水産省が共同で「食品表示に関する共同会議」を設置して、この2法に共通する表示制度を議論している。更に、表示スペースに関する疑念も指摘されており、このような状況を勘案すると、加工食品の表示制度は著についたばかりの感が否めない。

食物アレルギーの観点から見ると、2001年改正の食品衛生法での施策は不十分との食品関係業務経験者からの指摘がある(食品安全モニター報告:平成16年12月分P.18)。ここでは、①加工業者に対する指導の徹底、②きめ細かな表示の徹底、③アレルゲンを含む食品の販売は法律違反であることを食品衛生法に追加、④社会的認知度を高める、と言った4点を要望している。行政では、平成13年4月スタートしたアレルギー物質を含む食品の表示で、卵、乳、小麦、そば、落花生を特定原材料と指定している。厚生労働省では、平成16年2月から、この5品目に、バナナ等特定原材料に準ずるものとして20品目を設定して各都道府県に通達している(厚生労働省からのコメント)。この通達では、①特定原材料等を使用していない旨を新規に促進し、②特定原材料等の文字の色や大きさを変える事が可能になること、③対面販売や外食産業に係わる事業者においても特定原材料の表示義務を課すものではないが品書き、メニュー当を通じた情報提供を充実させる為の自主的取組等が含まれている。

以上のような実態から、食品安全に関する現状の一端が垣間見られるが、加工食品製造業者と一般消費者との間に目に見えない「不安要素」が付きまとい続けていると言うことである。食品安全モニターからの報告で、研究者や実務従事者からの指摘が多いことは、「闇の中」で事が進んでいる現状がうかがい知れ、一般消費者の不安が一層助長されていくことになる危険性が大きいと指摘したい。

現状では、系統的に有効な食品安全確保のための方策はなく、食品安全システムとして2004年3月に上梓された「食品安全システムの実践理論」が唯一の解説書の役割を担っているに過ぎない。我々リスクマネジメントを標榜するものにとっては、これでも本質を突いているものとは言えず、新しくリスクマネジメントをベースにした、現在の加工流通システムにマッチしたシステムを作り出す必要性が急務になってきていると言わざるを得ない。

食の安全

食品加工業に関連する企業の企業活動の中心は、消費者に対して、如何に的確に、効率よく、自社の商品やサービスを提供できるかについて、研究し実践することにある。一般的に、全ての企業は綿密な市場調査と分析からヒット商品を生み出し巧みな広報活動により、企業イメージを高めていくのが実情のようである。しかし、このような企業活動は、21世紀においては果たして通用するのか否かが問われつつある。即ち、企業サイドから一般消費者に対する一方通行的な企業イメージや商品の押し付けが指摘されているのが現状で、この関係の見直しが急務であり、それを裏付けていけるのがリスクマネジメント的な考え方である。

一般消費者が、製品を買うと決める大きなファクターとして、企業サイドは、機能・性能と言った品質と価格、デザイン、アフターサービス等が挙げられて来ていた。現状の食品事故を鑑みると、このような姿勢の中で大きく欠落しているのが「商品のライフサイクル」全般に亘る「安全性」である。食の安全性を確保する為には「全てにわたる安全性」確保が必要になってきている。

食品安全モニター・アンケート調査「食の安全性に関する意識調査」の結果 (平成 16 年 5 月実施)

1. 調査目的

食品安全委員会では、消費者の方々から食品の安全性に係る情報や意見をいただくため、本年 4 月に新たに平成 16 年度食品安全モニターを依頼した。このうち、3 分の 1 は平成 15 年度に引き続きモニターになっていただいた方で、残り 3 分の 2 が平成 16 年度から初めてモニターになっていただいた方である。

そこで、

- ① 食品の安全性に係る危害要因等について
(不安の程度、不安を感じる理由)
- ② 鳥インフルエンザの発生に伴う鶏肉・鶏卵の安全性について
(当時の不安感の程度、安全性に係る各種情報の認知度合とそれによる不安感の変化、平成 15 年度モニターによる情報提供の取組)
- ③ リスクコミュニケーションの取組について
(意見交換会等の認知度合、委員会のホームページの閲覧状況とその評価)

の 3 項目について、食品安全モニターの認識を把握するため、アンケート調査を実施した。

2. 実施期間 平成 16 年 5 月 20 日～6 月 2 日

3. 対 象 食品安全モニター 468 名 (うち 164 名は平成 15 年度から継続)
有効回答数 456 名 (有効回答率 : 97.4%)